

## 堺市立美原西中学校いじめ防止対策基本方針（改訂版）

### 1 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめを受けた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめを行った子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

### 2 未然防止に向けて

学校は、「人権尊重の精神を基盤とし、

心身ともに調和のとれた人間の育成を図る」

～優しさと厳しさの人間関係づくりの中で学ぶことを諦めない生徒をめざして～

以上を教育目標とし、下記の4つのリズムを学校生活を送る上での柱とし、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

A：豊かな心を育てる「心リズム」を身に付けた生徒の育成

「心」を育てる活動を、仲間づくりを中心に、出会いを大切にしています。

B：生活習慣を整える「生活リズム」を身につけた生徒の育成

社会で通用する「基本的生活習慣」の定着をめざし、指導の徹底を図ります。

C：学力の向上をめざす「学習リズム」を身につけた生徒の育成

働くことにつながる「学力」を保障するための、わかりやすい魅力ある授業を行います。

D：保護者・地域と連携した「信頼リズム」を図る学校づくり

保護者・地域に信頼される学校づくりをするため、積極的な情報発信を行います。

## A：豊かな心を育てる「心リズム」を身に付けた生徒の育成

子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、道徳性を高め、自ら活動し、支え合う集団づくりに努める。

具体的に育てたいところは

- ①美しいものや自然に感動する柔らかなところ
- ②正義感や公正さを大切にすること
- ③他人を思いやることや社会貢献の精神
- ④自立心・自律心・責任感
- ⑤他者との共生や互いに認め合うところ

### 人権総合学習

本校の「総合的な学習の時間」は自尊感情を育むとともに、他の人を思いやり、優しく、温かい心を育てることをめざして、人権文化の創造に取り組みます。

#### ●障がいへの理解を深める学習

誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しており、ちがいを認め、学びあい、障がいのある生徒の立場を理解することにより、すべての人が住みやすい社会や環境を作っていこうとする生徒を育てます。

#### ●キャリア（進路）学習

職場体験等のキャリア学習をする中で自己を見つめ、働くこと、学ぶことの意義を理解し、自らの力で進路を切り拓く生徒を育てます。

#### ●平和学習

平和学習を通して、戦争の実態、悲惨さを学び、平和を大切にし、平和のために行動できる生徒を育てます。

#### ●男女共生学習

人命尊重・人間尊重を基本に、男女平等に基づき、豊かな人間関係を築くことができる生徒を育てます。

#### ●在日外国人の人権学習

在日外国人の文化や歴史を正しく知り、差別の実態・背景を理解でき、差別を許さない生徒を育てます。国際理解教育では外国の人に接し、文化の違いを知り、自分たちとの違いを大切にできる生徒を育てます。

#### ●部落差別をなくす学習

部落差別の歴史的背景と差別の実態を学ぶ中で、差別を許さない心を育て、自分が何をすべきかを考え、行動できる生徒を育てます。

●堺スタンダード

・いじめ防止プログラム・・・携帯電話やパソコンを介してのインターネット上の誹謗・中傷、いわゆる「ネットいじめ」が、子どもたちの中で増加しており、大きな社会問題となっています。情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度を育てます。

・薬物乱用防止プログラム・・・薬物（シンナー・覚せい剤等）の作用を科学的に学ぶことで、薬物の害について理解を深めます。また、薬物の乱用を誘われた時の対処方法を考えることができる生徒を育てます。

・茶の湯・・・わび・さびの世界に親しむとともに、礼儀・作法を身につけ、茶道において大切にされている「おもてなしの心」について学ぶ機会をあたえます。

B：生活習慣を整える「生活リズム」を身につけた生徒の育成

社会で通用する基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間関係を築いていけることが、全ての基盤であると考え、「生活リズム」を整えることに取り組みます。

具体的には

●学びの成立する西中スタンダードの取り組み

3つのリズムとABC運動を西中スタンダードとして位置づけ、一人ひとりの学びの成立をめざします。

学びの成立する西中スタンダード

【西中スタンダード・3つのリズムとABC運動のすすめ】

	Aisatsu (あいさつ)	Bell (ベル着)	Clean (クリーンな心づくりと教室環境)
	人との絆づくりの基盤	時間の概念は社会人の基礎	人権を尊重した心づくり
<b>心リズム</b> 出会いと気づきを行動できる生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>挨拶のできる生徒</li> <li><b>ありがとう、ごめんなさいが言える生徒</b></li> <li>大好きな友達、先輩後輩、先生と繋がることのできる生徒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の夢や目標を持てる生徒</li> <li><b>決めた目標に向かって努力できる生徒</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめをしない、許さない生徒</li> <li><b>自分のよさ(得意や自慢)や他者のよさを認め合える生徒</b></li> </ul>
<b>生活リズム</b> 社会で通用する基本的な生活習慣を身につけた生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>TP0をわきまえた言葉づかいができる生徒</li> <li><b>敬語がきちんと使える生徒</b></li> <li>好きな部活動に熱中できる生徒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>遅刻をしない生徒</b></li> <li>時間を大切に計画が立てられる生徒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>清掃活動がきっちりできる生徒</b></li> <li>ルールの守れる生徒</li> <li>TP0をわきまえた服装ができる生徒</li> </ul>
<b>学習リズム</b> 学ぶことを働くことにつなげ、学ぶことを諦めない生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>挨拶で始まり挨拶で終わる授業 授業挨拶とともに学習に向かえる生徒</b></li> <li>学びあい、教えあい、支えあいの学習ができる生徒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ベル着のできる生徒</b></li> <li>次の授業時間の準備ができる生徒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>好きな授業がある生徒</li> <li>わからない内容にも諦めない学習のできる生徒</li> <li><b>学習環境を整えられる生徒</b>(準備物、宿題、教室環境 etc.)</li> </ul>

●「ABC運動」の取り組み

A i s a t s u（挨拶）B e l l 着（時間）C l e a n（掃除）活動を重点活動とした、ABC運動で生活のリズムを整えます。

●生徒と先生の一対一の関係を大切にした教育相談の取り組み

生徒の悩みや不安を、保護者とともに、いち早く支援できる信頼関係づくりを進めます。具体的には担任と生徒一対一の教育相談期間を5月と10月に行い、一人約10分～15分面談し、悩み事や不安、学習相談に応じています。

●学習・生活実態調査（「いじめアンケート」・「生活・学習リズム」アンケート）の取り組み

年間2回（いじめアンケートは3回）、定期テストの最終日に生徒の意識調査をします。また、その推移を見て、家庭・学校での生徒の状態を把握し、学習や生徒指導に役立てます。

●部活動の取り組み

クラブ活動を生活リズムの重要な柱とし、全職員で取り組みます。

## C：学力の向上をめざす「学習リズム」を身につけた生徒の育成

学ぶことが、働くことに繋がるという視点で、基礎・基本の学力向上を大切にします。また、それらのために「学力向上プラン」を策定し、学びの構えを整えるとともに、一人ひとりの子どもに届く、わかりやすい魅力ある授業を工夫して実施します。

●「西中スタンダード」の取り組み

学校生活を快く過ごし、授業に集中して学べるように、全職員が一致して生徒指導や学習規律に取り組みます。

●週末宿題の取り組み

家庭学習と学力向上には大きな関係があります。家庭学習の定着をめざした、各教科による週末宿題を課し、継続した努力が認められる評価を進めます。

●少人数指導の取り組み

数学、英語では学級を2つに分割した（習熟度別を含む）少人数授業を実施します。また、英語では、ネイティブ・スピーカー（NS）とのチーム・ティーチング（TT）も実施します。

●授業時間数確保の取り組み

学校行事や健康診断などを除いた、教科・領域等の年間総授業時間数1015時間の確保はもちろん、教科による偏りが出ないように、授業時間を月ごとに細かくカウントし、時間割の調整を行います。

### ●「電子黒板」活用の取り組み

以前より本校の特色の一つであった、各教室に設置されている電子黒板を活用し、生徒の興味・関心を高める、わかりやすく魅力ある授業を工夫しています。

## D：保護者・地域と連携した「信頼リズム」を図る学校づくり

保護者・地域との信頼関係を築くため「見える学校から見せる学校」づくりを大切にします。また、PTA、地域教育協議会等との協働連携を密にし、学校協議会等による学校評価を学校改善を常に生かします。

### ●積極的な情報発信

ホームページ、各学年通信等による、タイムリーな学校情報を積極的に情報発信として届けます。

### ●学校協議会による学校外部評価の取り組み

PTA、地域教育協議会（自治会、青少年指導委員会、民生児童委員、校区幼小PTA等代表にて組織）学校協議会のみなさんは大切な学校運営のパートナーです。定期的な学校自己診断等の内部評価を実施し、学校協議会の皆様による学校関係者評価で、学校の強みを更に伸ばし、弱点を明確にし、改善していきます。

### ・西中応援会の学校支援

現在のPTA会員およびOBのPTA会員、管理職、教職員、地域応援者で地域・西中学校の学校運営・地域の子育ての支援を図ることを目的に発足しました。以下の事業を柱に子どもたちの健全育成を視点に応援していただいています。

### ・ライセンス・チャレンジ事業「昇級・昇段や資格取得（ライセンス）に応援」

生徒一人ひとりの得意や自慢を、生涯の自己肯定感に変換すべく、様々な興味感心へのチャレンジを支援します。

## 4つのリズム以外での具体的ないじめ防止活動について

「1」 **学校生活での悩みの解消**を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。

本校では、毎週1回スクールカウンセラーが常駐し、学校生活での悩み解消を図る。

「2」 **教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認**することがないよう細心の注意を払う。

「3」 **子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底**を行う。

※学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

「4」PTA、地域、関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

毎月、PTA実行委員会を開催し、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任より、学校での子どもの様子を詳細に報告しています。また、同じように各学年のPTA学級委員会、PTA愛護委員会でも同様に定期的に担当職員から学校情報を報告しています。

「5」授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。

「6」保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。

### 3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

「1」子どものいじめを疑う。（生活・学習リズムアンケート等）

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

「2」子どもの声に耳を傾ける。（いじめアンケート調査、教育相談等）

「3」子どもの行動を注視する。（学校生活における言動やネットいじめ防止プログラム等）

「4」保護者と情報を共有する。（電話・家庭訪問、PTAの会議等）

「5」地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

### 4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

「1」いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

「2」学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

※教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに校内いじめ対策委員会に報告し、組織的な対応につなげる。学校の教職員が、いじめにかかる情報を抱え込み、校内いじめ対策委員会に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得るので必ず報告する。

「3」校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。

「4」いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

「5」法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

「6」いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

「7」いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が必要であるため、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

- ①いじめにかかる行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず長期の期間を設定する。
- ②被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。  
(被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。)

## 5 いじめアンケート調査の実施

常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。また、各学期に1回の計3回、いじめアンケート調査を実施する。加えて、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

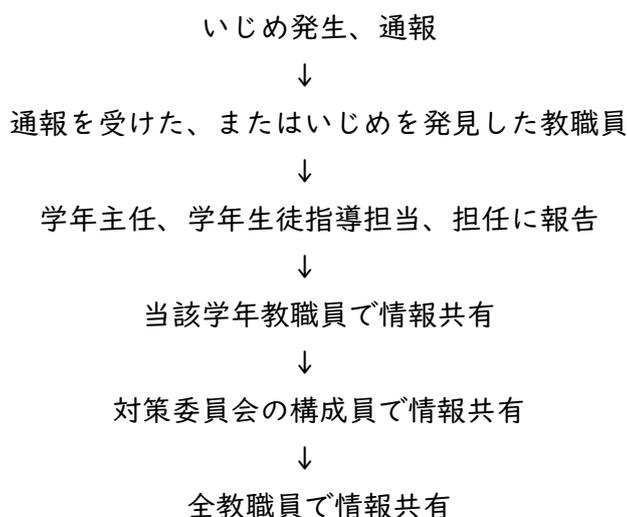
## 6 「西中いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任または学年生徒指導担当、当該学年教職員、養護教諭、スクールカウンセラーを構成員とし、「西中いじめ対策委員会」を設置する。本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じた見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

### 【いじめに対する措置】

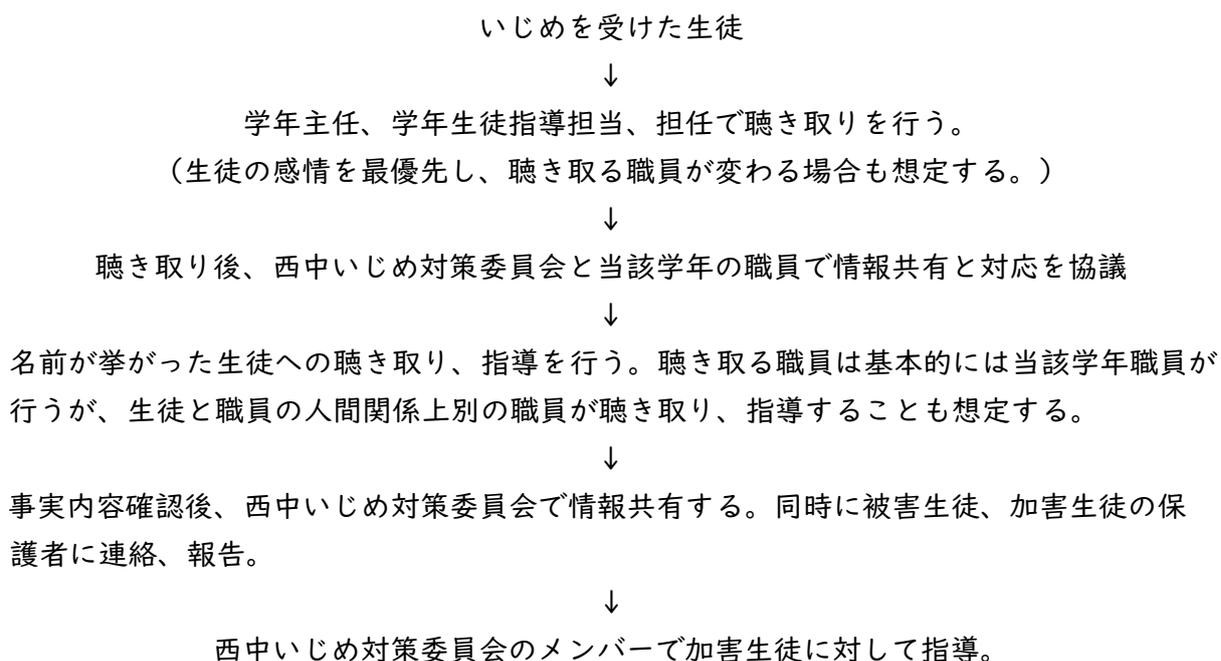
「1」いじめを発見・通報を受けた教職員は「西中いじめ対策委員会」に直ちに報告し、情報を共有する。

### 「情報共有の流れ」



「2」当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の確認を行う。

## 「聴き取りの流れ」



「3」いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

「4」必要に応じて、堺市子ども相談所、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等と相談しながら対応する。

※重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

## 7 ネット上のトラブル対応について

スマートフォンの普及に伴い、SNSを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、1年生の2学期にネットいじめプログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに大阪府警察本部黒山警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 8 重大事態への対処について

生徒・保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したとして報告・調査に当たる。生徒・保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### 【重大事態の事例】

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②心身に重大な被害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

## 9 いじめ防止対策における留意事項

- 「1」遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- 「2」いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保すること。
- 「3」いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、黒山警察署との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- 「4」いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。（傍観者への対応）
- 「5」いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。（観衆への対応）
- 「6」学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- 「7」教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。